

8. 小学生以上の子どものサポート

part1
子どもを
望む方へ

小・中学校の新入学

小・中学校の「入学通知書」は1月下旬に教育委員会から保護者あてに送付します。

2月中旬までに「入学通知書」が届かない場合は、教育委員会教育支援課、または住所地の区役所（市民課）、出張所（市民係）にお問合せください。

なお、国立・県立・私立学校に入学する場合は、入学する学校の合格通知書等（写し可）を持参（または郵送）のうえ、住所地の区役所（市民課）、出張所（市民係）に申し出てください。

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

市ホームページでもご案内しています。

( または で検索)



教育委員会教育支援課…………… TEL092-711-4693
または、住所地の区役所（市民課）出張所（市民係）

- 東区…………… TEL092-645-1035
- 博多区…………… TEL092-402-1126
- 中央区…………… TEL092-718-1021
- 南区…………… TEL092-559-5021
- 城南区…………… TEL092-833-4016
- 早良区…………… TEL092-833-4311
- 入部出張所…………… TEL092-804-2015
- 西区…………… TEL092-895-7010
- 西部出張所…………… TEL092-806-9431

学用品費などの援助（就学援助）

お子さんが国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費（市立小中学校のみ）や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に支援する制度です。

援助を受けることができる方

- ・市・県民税が非課税または減免の適用を受けている
- ・国民年金または国民健康保険の保険料の全額減免を受けている
- ・ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている
- ・市民税所得割額と県民税所得割額の合算が本市で定める基準額以下である
上記の他にも対象となる場合があります。

必要な手続き

お子さんが通っている学校（市立小中学校のみ）又は教育委員会教育支援課（福岡市役所 11 階）へ必要書類を提出。

市ホームページでもご案内しています。

( または  で検索)



お子さんが通っている小中学校
または教育委員会教育支援課…………… TEL092-711-4693

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

part1
子どもを
望む方へ

IoTを活用した子ども見守り事業(通称:オッタバイ)

小学生を対象に位置情報を記録できる見守り端末を希望者へ無料で配付しています。

見守り端末を持ち歩くことで、学校や公民館、店舗、電柱等に設置した市内3,000カ所以上の見守りポイントを通過した日時と場所が記録され、行方不明の際は警察の捜索に位置情報履歴を手がかりとして活用できます。

利用申込は年間を通して受け付けています。

part2
赤ちゃんが
できたら

対象となる児童

市内に住むか通学する小学生（4月入学予定者も申込可）

part3
赤ちゃんが
生まれたら

見守り端末のお届け方法

申込み完了から約2週間後にご自宅に配送します。

ただし、新学期の時期は、通学する学校を通して配付することがあります。

part4
子どもを
預けたい

見守り端末



ランドセルや自宅の鍵など登下校を含めた外出時の持ち物と一緒に携帯してください。

part5
お出かけしたい
交流したい

選択プランと費用

選択したプランによって、提供サービスとその費用が分かれています。



part6
障がいのある
子どものサポート

	行政プラン	まちなかプラン
初期費用（※）	無料	無料
月額料金	無料	528円（税込）
位置情報の提供先	警察	警察 + 保護者

（※）初期費用は初回に限り無料です。

part7
ひとり親家庭の
サポート

必要な手続き

ホームページの専用申込フォームからお申込みください。

（福岡市オッタバイで検索、または



part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



市民局 生活安全部 防犯・交通安全課 092-711-4054

放課後児童クラブ事業 (旧留守家庭子ども会事業)

保護者が就労等のため、放課後に児童が帰宅しても保護者が不在である家庭の児童を対象として、小学校内に「放課後児童クラブ」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行っています。

対象となる児童

福岡市に居住し小学校に在学している児童、または福岡市立小学校に在学している児童

必要な手続き

各放課後児童クラブに直接申込
(保護者の就労証明書などが必要)

設置場所

○市内145小学校区のうち140か所の小学校内に設置。
※放課後児童クラブに関するホームページ

( で検索、または )

開設日及び開設時間

月～金曜日 放課後(長期休業中は午前8時)～午後7時まで
土曜日 午前8時～午後6時まで
(日曜日、祝日、8/13～15、12/29～1/3は開設していません。)

利用料(月額)

利用区分	利用時間帯	利用料(月額)	会費(月額)
基本時間帯	放課後から午後5時まで (夏休みなどの長期休業期間中は 午前8時から午後5時まで)	3,000円	おやつ代等の 実費 (金額は各児童クラブ によって異なります。)
1時間延長時間帯	午後5時から午後6時まで	+1,000円	
2時間延長時間帯	午後5時から午後7時まで	+2,000円	
土曜日	午前8時から午後6時まで	+2,000円	

※就学援助(118ページ)を受けている方などには利用料の減免制度があります。



教育委員会 総務部 放課後こども育成課・・・TEL092-711-4662

part1
子どもを
望む方へ

わいわい広場

子ども達がい慣れた小学校の施設を活用し、大人の見守りのもと、放課後、一旦家に帰ることなく、校庭等で自由に安心して、遊びや活動ができる場を提供します。

対象となる児童

実施校の1～6年生のうち希望者 ※事前に参加登録が必要です。

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれましたら

part4
預けたい
子どもを

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

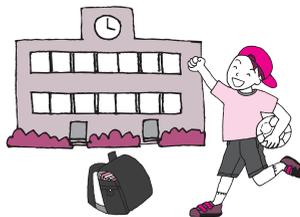
part9
相談窓口

区	実施校区（令和5年4月現在）	校数
東区	馬出、笹松、多々良、箱崎、香椎、名島、香住丘、和白、千早、城浜、若宮、西戸崎、八田、和白東、香椎東、青葉、奈多、香椎浜、香椎下原、千早西、香陵、松島、三苫、照葉、照葉北、舞松原、美和台、東箱崎	28校
博多区	住吉、堅粕、吉塚、東住吉、席田、月隈、春住、板付、那珂、那珂南、東光、東吉塚、板付北、東月隈、三筑、弥生、千代、博多	18校
中央区	当仁、警固、春吉、草ヶ江、平尾、高宮、赤坂、南当仁、笹丘、小笹、福浜、舞鶴	12校
南区	三宅、花畑、玉川、日佐、宮竹、大楠、若久、老司、長住、筑紫丘、弥永、西花畑、東花畑、長丘、西長住、弥永西、東若久、鶴田、野多目、高木、大池、塩原、柏原、横手、西高宮	25校
城南区	長尾、鳥飼、別府、七隈、堤、城南、片江、南片江、田島、堤丘、金山	11校
早良区	西新、原、高取、百道、田隈、室見、原西、原北、飯倉、賀茂、内野、入部、有田、野芥、大原、四箇田、飯原、有住、早良、田村、飯倉中央、小田部、百道浜、脇山	24校
西区	姪浜、壹岐、今津、内浜、金武、周船寺、下山門、壹岐南、西陵、壹岐東、石丸、愛宕、福重、城原、玄洋、愛宕浜、能古、西都北、姪北、西都、北崎、元岡	23校
	合計	141校

開催日

週3回程度(曜日は各実施校で異なります)

放課後～午後4時45分まで(冬季は午後4時30分まで)



参加費

無料

※わいわい広場は、“自分の責任で自由に楽しく遊ぶ場”です。ケガや事故が発生した場合、その対処は原則として参加児童(保護者)の自己責任となります。

※そのため、万一のけが等に備える傷害保険への加入をお薦めしています(保険料は保護者負担)

市ホームページでもご案内しています。( または で検索)



教育委員会 総務部 放課後こども育成課 TEL092-711-4236

地域における子どもたちを
健全に育むための
活動を支援しています。

地域子ども育成事業

研修講師派遣事業

地域団体が、地域全体で子どもを見守り育む意識の向上や子どもの育成活動の活性化を図る目的で開催する研修会などに講師を派遣します。

対象となる方

地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

派遣分野（例）

家庭教育、子どもの権利、スポーツ・レクリエーション、文化活動、人材育成、安全・安心、社会的課題 ほか

遊びの達人派遣事業

年齢の異なる子ども同士の仲間づくり、大人と子どものふれあいの場づくりを推進するために遊びの達人を派遣します。

対象となる方

地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

派遣分野（例）

レクリエーション、野外活動・キャンプ、スポーツ・ニュースポーツ、自然体験活動、伝承遊び、工作全般 など

子どもの夢応援事業

子どもが自分たちで企画・実施するなど、主体的に関わるユニークで夢のある行事や活動を支援するため、活動経費の一部を助成します。

対象となる方

小・中・高校生を中心とした子どもの団体
地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

行事や活動（例）

キャンプ、まつり、運動会、演劇上演 など



こども未来局 こども政策部 こども健全育成課・TEL092-711-4188

問合せ先

part1
子どもを
望む方へ

子ども習い事応援事業

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、習い事にかかる費用を助成します。

※ WEB が利用できない場合はカード型クーポンを交付します。

part2
赤ちゃんが
できた

対象となる方

生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

part3
赤ちゃんが
生まれたら

クーポン交付額（助成額）

子ども一人あたり月額上限1万円

クーポン交付開始月

申込完了した月から（毎月月初に交付、有効期間1カ月）

part4
子どもを
預けたい

クーポンが利用できる教室等の種類

- ・文化教室（例：音楽、美術、書写、そろばん、パソコン、プログラミング 等）
 - ・スポーツ教室（例：水泳、体操、野球、サッカー、テニス、武道、ダンス 等）
 - ・学習塾等（例：学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾 等）
- ただし、本事業に事前登録している教室等のみ利用可能。

part5
お出かけしたい・
交流したい

対象となる経費

①初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）

②月謝、受講料

③試験料、学力テスト料等

④通信費用

⑤道具、教材、教具代

⑥ユニフォーム、制服代

⑦その他、福岡市が必要と認めるもの

※ レッスンや授業を受けるために 登録教室等に支払うものに限り対象とする。

part6
障がいのある
子どものサポート

必要な手続き

対象となる方には福岡市から案内文をお送りします。文書が届きましたら、その内容に沿って申請のお手続きをお願いします。

part7
ひとり親家庭の
サポート



事業内容やよくあるお問い合わせは専用サイトでもご案内しています→

福岡市 習い事応援



part8
小学生以上の
子どものサポート



part9
相談窓口

福岡市子ども習い事応援事業運営事務局

TEL：092-406-3108 FAX：092-451-0550

営業時間：月曜～土曜 9:00～18:00（日曜祝日、12/29～1/3 休み）

高校生等への修学支援制度(就学支援金制度等)

高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。

○高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）

◆就学支援金を受けることができる方

- ①国公立の高等学校などに在学していること
 - ②保護者等の年収目安(※)が約910万円未満であること
- ※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

○私立高校等の学校納付金軽減

◆学校納付金軽減を受けることができる方

- ①生活保護又は児童扶養手当（一定額以上）を受給している
- ②保護者等の国民年金保険料が全額免除されている
- ③保護者等の所得税又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である 等々

○高校生等奨学給付金制度（平成26年4月以降入学者が対象。）

◆奨学給付金を受けることができる方

- ①保護者等が福岡県内に住所を有すること
※保護者等が県外に在住の場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- ②保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ③国公立高等学校などに在学していること（特別支援学校の高等部は含まれません）
- ④高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること

◆必要な手続き

お子さんが通っている学校へ必要書類を提出します。

◆問い合わせ先

制度の対象になるか等、詳しくはお子さんが通っている学校へお問い合わせください。

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
交流したい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

修学資金貸付・奨学金制度

お子さんが、高校、専門学校、大学などに進学する際に、必要な資金を貸し付けます。

機関・制度名	問い合わせ先
福岡市母子父子寡婦福祉資金 ※他機関・制度の貸付金等との併用はできません。	各区子育て支援課「家庭児童相談室」 →130ページへ 詳しいご案内は114ページをご覧ください。
(公財)福岡市教育振興会	TEL092-721-1709
(公財)福岡県教育文化奨学財団	TEL092-641-7326
(独)日本学生支援機構	①奨学金の申込について 詳細は在学する学校へお問い合わせください。 ②奨学金の貸付・給付及び返還について 奨学金相談センター TEL0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通) 受付時間 平日9:00~20:00 ※手続きのスケジュールや個別の提出資料についての相談窓口は、在学する学校です。
日本政策金融公庫(国民生活事業)の「国の教育ローン」	●教育ローンコールセンター TEL0570-008656(ナビダイヤル) ・加入されている電話でナビダイヤルをご利用いただけない場合には、 03-5321-8656におかけください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html
生活福祉資金貸付制度 ※他制度が優先です ※まずは、お電話ください	生活福祉資金受付センター (福岡市社会福祉協議会生活福祉課) 中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 受付時間 月~金9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) TEL092-791-5708

○各機関・制度によって、対象者の要件や募集時期、貸与額などが異なりますので、詳しくは、各問い合わせ先へご確認ください。

若者のぷらっとホームサポート事業

若者(主に中高生)が気軽に立ち寄り、自由な時間をすごすことができる若者の居場所づくりに取り組んでいます。さらに、地域で居場所づくりに取り組む団体に対しても支援を行っています。



フリースペースてい〜んず

開設時間

毎週日曜日 13:00~18:00 (令和5年12月31日はお休みです)

第2・第4水曜日 16:30~19:30

対象となる市民 主に中高生

利用料金 無料

必要な手続き

初回利用時に登録申し込みをしていただきます。

まずはお気軽にご相談ください。



こども未来局 こども政策部 こども健全育成課・・・TEL092-711-4188

子どもNPOセンター福岡……………TEL050-1743-5971

地域の居場所

地域で自主的に開設・運営している居場所を紹介します。

区	名称	対象	開設日・時間
東区	高校生のためのフリースペース	高校生	毎週木曜日(18:00~21:00)
	まちかど図書館	小中高生	毎日(10:00~17:00)(火・日・祝定休)
	くぬぎのき	中高生	月に2回(詳細はお問い合わせください。)
博多区	フレンズタイム	小学生~24歳	公式LINE (https://lin.ee/YVAWh7h) で要確認
	腕大学 天神校	中学生以上	毎月第4土曜日(16:00~21:00)
中央区	若者の避難カフェ フリースペース YURUYURU	中学生以上	毎月第1・2・4・5水曜日(15:00~20:00)
	あいくる中高生 TIME	中高生	毎週水・木曜日(18:30~19:30) ※中学生は19:00まで
	たまりばカフェ	10~20代の女性	毎週月~金曜日(11:00~19:00) ※祝日は休み
	フリースペースあいむ	高校生以上	毎月第3日曜日
南区	子ども勉強広場	小中高生	毎月第2・4金曜日(17:00~21:00) ※長期休み中は毎週月~金曜日(9:00~13:00)
	子どもの居場所 やにしすまいる	小中高生	毎月第4土曜日(10:00~13:00)
	公民館で遊ぼう	小中高生	毎月第2日曜日(13:00~17:00)
早良区	フレンズタイム~田隈~	小学生~青年	毎月第3土曜日(13:00~17:00)
	そら文庫	小中高生	毎週月曜日(15:00~17:00) ※祝日は休み
	こころぶくよかアトリエ	小学生~青年	毎週火・木曜日 毎月第2・4金曜日(15:00~19:00)
西区	ふり〜すべ〜す えん	小中高生	毎月第1・3火曜日(13:30~15:30) 第2土曜日(13:00~17:00) 毎週月曜日(16:30~21:00・学習支援)
	SFD21JAPAN	中学生以上	毎日(夕方~21:00) ※中学生は20:00まで
	腕大学 糸島キャンパス	小学生~青年	毎月第3木曜日(16:00~20:00)



各居場所の詳細はホームページをご覧ください。

part1
子どもを
望む方へ

ユースサポート hub (福岡市若者総合相談センター)

若者とその家族が抱える様々な悩みや不安（不登校、ひきこもり、就職不安、生活困窮、発達障がい、非行等）について相談をお受けします。

相談内容によって、適切な支援機関をご紹介します、おつながりすることもあります。

part2
赤ちゃんが
できたら

対象となる市民

概ね 15 歳～ 39 歳までの方とその家族など

part3
赤ちゃんが
生まれたら

相談できる内容

例)・学校（高校や大学など）に行けなくて将来が不安

- ・仕事が決まらない、続かない
- ・人間関係で悩んでいる
- ・居場所がなくて寂しい、孤独を感じる など

part4
子どもを
預けたい

受付日時

火曜日～土曜日 10:00～18:00

※日、月、祝日、年末年始は休業



part5
お出かけしたい・
交流したい

相談の流れ



part6
障がいのある
子どものサポート

必要な手続き

まずはお電話でご連絡ください。

ユースサポート hub (福岡市若者総合相談センター)

- ・電話 092-401-0318
- ・FAX 092-401-0899
- ・住所 令和5年8月19日まで 中央区六本松2-2-5 Storefront402号室
令和5年8月22日から 中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎5階



part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口